

2017年10月3日

[明石市教育長への要求書]

明石市非常勤給食調理員労働組合

2018年度 明給労要求書

日々ご健勝のことと存じます。

平素は私たち明給労に対しまして労使協議を十分に尊重し、ご尽力頂いておりますことに感謝申し上げます。

さて、私たちの職場では多様化された給食調理をこなし、又年々複雑化する安全衛生マニュアルへの対応に励む一方、日々子どもたちと直接かかわりを持つなど、正規職員と一緒に忙しく業務をこなしています。

その職場では退職者不補充により民間委託が進められ、ますます減少している直営職場の調理員の半数以上を明給労・臨時調理支援員が占め、私たちの果たす役割・責任は引き続き重要なものになっています。

しかし、私たちの賃金は「任用が違う」の理由のみで一向に改善されず、特に退職一時金においては正規職員と大きな差がつけられたままとなっています。また、60歳からの再雇用である臨時嘱託の賃金は、長年の経験を持って業務を行うにも関わらず大幅に引き下げられ、介護保険料の引き上げや年金支給金額の引き下げなどの状況により、将来の生活に対して大きな不安を抱えて働かなければなりません。

又、臨時調理支援員に関しては長年給食職場で働き続け、正規職員・明給労同様に直営校の業務を担うものでありながら、新臨時職員制度による3年毎の公募試験や「雇用止め」への不安を抱え、賃金も改善されず安心して働くことが難しい状況です。

私たちは子どもたちに安全でより美味しい給食を提供するためにもここに、作業内容に見合う平等な扱いと均等な賃金・労働条件の改善を組合員の総意を持って、下記のとおり要求いたします。

尚回答については、10月12日までに誠意を持って文書にてお願いします。もし、誠意が見られない場合は市労連を始め全国の自治労の仲間とともに、組織の総力を挙げてたたかうことを申し添えます。



記

- 1 正規職員と同様に恒常的な仕事をしている臨時調理嘱託・学校給食従事員を全員、正規職員とすること。
 - (1) 正規職員に至るまでは学校給食従事員を全員、臨時調理嘱託とすること。
- 2 行政の直接責任を放棄するような民間委託を行わず、直営を堅持すること。
- 3 60歳以降の雇用については、全員を学校給食従事員の賃金・労働条件で65歳まで延長すること。
- 4 長年にわたる退職者不補充による労働過重、また、給食業務の維持向上を図って行く為にも以下の改善をすること。
 - (1) 臨時調理支援員を学校給食従事員として採用すること。
 - ① 学校給食従事員とするまでは、雇用保障し労働条件を改善すること。
 - (2) 調理員を自治労基準で配置し労働過重に伴う人員増をすること。
 - (3) 職員の補充、欠員は新たな職員を採用して補充すること。
- 5 臨時調理嘱託・学校給食従事員の労働条件については、学校職員として均等の取り扱いとし、以下の改善をすること。
 - (1) 賃金制度は正規職員と同じとすること。
 - ① 賃金は1年毎に4号給昇給とし正規職員と同様に昇格もすること。
 - ② 扶養手当、住宅手当などを支払うこと。
 - (2) 退職金制度を改善し正規職員と同じとすること。
 - (3) 学校給食従事員の勤務日数を増やすこと。
 - (4) 休暇制度を正規職員と同じとすること。
 - ① リフレッシュ休暇を正規職員と同じく制度化すること。
 - ② 私療休暇制度を正規職員と同じとすること。
 - (5) 公務災害（労働災害）の取り扱いを正規職員と同じとすること。
 - ① 市の責任において公務災害補償と同じになるように補填すること。
- 6 現行のプール制度を抜本的に改善すること。
- 7 大久保小学校の不幸な事故を風化させることなく安全衛生の確立を行うこと。